2024.3.3　理事会

能登半島地震被災選手に係るユニフォームの取扱いについて

選手のユニフォームについては、全日本軟式野球連盟**規律関係集規程細則第１２条５**「選手は、同色、同形、同意匠のユニフォームでなければならない」の規定により運用しているところであるが、今般の能登半島地震被災選手を受け入れる場合にあっては、経済的負担面を考慮してその例外措置を設けることとし、次のとおり定める。

（１）　対象選手は、転校か否かを問わず、旧所属チームのユニフォームの着用を認める。
（当然ながら新所属チームのユニフォームでも可）

（２）　帽子、アンダーシャツ、ストッキング、スパイクも同様の扱いとする。

（３）　但し、県大会及び全国大会出場チームにあっては、それぞれの大会主催者の定めるところによる。

（４）　この措置は、２０２４シーズン限りの時限措置として運用する。